平成２９年（フ）第７２５０号
東京都練馬区大泉学園町２丁目19―23―106
債務者　根本　　悟
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２６９号
東京都狛江市中和泉５丁目３―32―205
債務者　西島　　厚
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２７３号
東京都江戸川区西葛西２丁目13―22
債務者　花園　英章
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２７４号
東京都西東京市ひばりが丘北１丁目６－９－205
債務者　水本　和馬
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２８８号
東京都葛飾区柴又４丁目５－20　第２ときわ荘101
債務者　佐藤　正雄
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２９７号
東京都大田区南馬込２丁目24―８　みかげ荘２Ｆ６
債務者　松本　純一
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２９９号
東京都練馬区氷川台２丁目５－１―205
債務者　上田美奈子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３００号
東京都大田区池上６丁目５－２―403
債務者　荒谷　寿史
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２８１号
東京都板橋区赤塚５丁目11―６
債務者　小田　香織
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１８号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目22番地３　パークサイド青葉Ａ－２
債務者　玉井　由香
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２９号
横浜市港南区港南５丁目17番４号　コーポ桜井102
債務者　重田　夕起
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７５号
神奈川県藤沢市遠藤817番地の１　市営遠藤第２住宅８棟301、住民票上の住所横浜市鶴見区東寺尾中台31番17号　小倉方
債務者　朝倉　由奈
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９７号
東京都町田市図師町668番地40
債務者　鬼束　真衣
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０８５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台７番５―106号
債務者　保坂さち子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部